

2015年10月14日 中日新聞 掲載

住民票を持つすべての国民に、十一桁のマイナンバー（個人番号）の通知が始まった。すべての企業は従業員のマイナンバーを収集し、個人番号を税務署などに提出する必要がある。

企業でのマイナンバーの管理には、パソコンなどが利用されることになるが、パソコンを活用したデータ管理の落とし穴を理解しておく必要がある。

マイナンバー法では、従業員の退職などの場合、該当するマイナンバーを速やかに廃棄、削除することが求められる。

大河原克行



義務づけられている。この時、画面に表示されている「ゴミ箱」にデータを移して削除しても、実はまだパソコン本体にデータが残つ

ている。

データなどが格納される（フォーマット）しても同様だ。

データ領域は一般的な操作では見ることはできない

が、市販のソフトで簡単にデータを復元することができる。

また、社員や関係者を装ったメールの添付ファイルを開いた瞬間にウイルスが侵入、パソコンを外部から操作してマイナンバーを盗

む標的型のサイバー攻撃も想定される。

情報漏えいの

78・2%がUSBメモリー

などの記録媒体を通じたも

のであり、紙媒体からは3

・6%に留まっている。

マイナンバーの取り扱い

は、大手企業から中小、零

細企業まで、すべての企業

において求められる。今こ

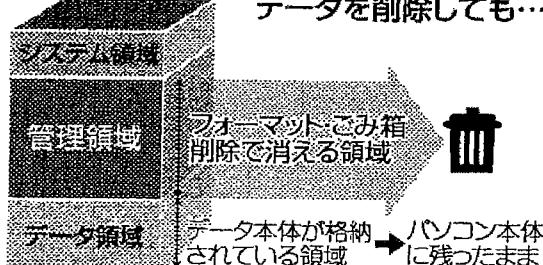
そ企業におけるデータ管理

について、あらためて考え方

るべきだ。

マイナンバー

パソコンから一般的な操作でデータを削除しても…



データ本体が格納されている領域

データ削除

データ領域

データが格納されている領域

パソコン本体に残つたまま

データ削除